

相互会社と協同組合 非営利の保障提供

調査研究部 次長 小塚 英夫

目次

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 相互会社の歴史 | 4. 協同組合の組織運営 |
| 2. 相互会社の組織運営 | 5. 組織運営の比較 |
| 3. 協同組合の沿革 | |

保険のしくみを基本とした保障提供を行う保険会社（株式会社・相互会社）と協同組合は、営利・非営利で区分できる。株式会社は営利、相互会社と協同組合は非営利である。

また、株式会社は必ずしも契約者が株主ではないが、相互会社は社員が契約者であり、協同組合も同様である。このため、所有という観点では、株式会社と相互会社・協同組合とで区分される。

本稿では、この非営利と所有という観点で同じ区分となる相互会社、協同組合を対象とし、組織運営について比較する。

さらに、共済を提供する協同組合については、日本共済協会の共済年鑑2018年度版に掲載されている42の共済団体のなかで、2016年度保有契約実績において件数の多い3団体の運営について確認することとする。

1. 相互会社の歴史

第一生命が日本初の相互会社として設立されたのは1902年、第二次世界大戦終戦時に国内の生命保険会社20社のうち相互会社は、第一生命、千代田生命および富国生命（富国徴兵）の3社であった。

戦後、生命保険業の復興に向け、保険会社の資産と負債の整理を促進すべく法整備が進められ、新旧勘定を分離し不良資産を整理した。この過程において、新勘定にある保険契

表1 共済団体の2016年度保有契約実績

	契約件数	共済金額	受入共済掛金	支払共済金
JA共済	5,838	3,607,942	64,940	34,504
全労済	2,894	2,322,089	5,824	3,169
全国生協連	2,993	2,059,472	6,526	3,491
その他	2,838	2,436,617	5,126	3,153
合計	14,563	10,426,120	82,415	44,317

（注）共済年鑑2018年度版より作成

約を包括移転すべく、多くの生命保険会社は短期間のうちに新会社の設立に着手した。20社のうち、株式会社13社は、第二会社として相互会社を設立した。相互会社3社は第二会社を作らず、新勘定増資のかたちで再建を図った。日本団体生命、大正生命、平和生命および協栄生命の4社は、株式会社のまま継続した。

これらの変遷を経て、今日、我が国の相互会社は5社となっている（表2参照）。

なお、2004年に明治生命と安田生命が合併し、明治安田生命が発足した。生命保険会社の合併においては、生命保険契約が長期に亘るため、合併後、旧明治生命、旧安田生命および明治安田生命の契約が併存する状況が継続する。また、相互会社同士の合併であることから、契約者間における公正性および衡平性の確保に加え社員権の保護を図る必要性が生じる。『明治安田生命十年史』によれば、これらに対し以下の取り扱いを行ったと記されている。

○合併契約書第9条「保険契約者の合併後

の権利」と題する条項において、保険約款上の権利については、合併を理由に不利益な変更を行わない旨を規定し、また、社員に対する剰余金の分配は公正かつ衡平に実施することを規定した。

- 「公正性」については、両社の保険契約の配当水準に関する保険契約者の合理的期待が合併により低下することがないことと定義し、合併効果による両社の経済的価値の増加により、「公正性」が充足されるかについて検証を実施した。
- 「衡平性」確保の具体策として、決算期ごとの損益を「有配当契約の区分」、「無配当契約の区分」、「その他の区分（全社）」の3区分に分けて計算し、社員配当の対象となる有配当契約については、個人保険・個人年金保険を対象に「旧明治生命区分」、「旧安田生命区分」および「明治安田生命区分」を設定し、会社区分についても同様に区分を設定の上、各区分の損益を管理することとした。

2. 相互会社の組織運営

相互会社の運営においては、相互保険会社の所有権は保険契約（剰余金の分配のない保険契約を除く）の契約者である社員にあること、契約者配当以外の株主配当等が存在しないことが特徴である。

(1) 総代会

株式会社の株主総会に相当する位置付けにあり、定款の変更、剰余金の処分、取締役・監査役の選任などの審議と決議を行う。総代会の議案、議事録および主な意見はHPで閲覧可能である。多くの会社は定款もHPにおいて閲覧可能となっている。

なお、上半期業績等を総代へ報告する総代懇談会を開催する会社もある。

(2) 総代の選出

総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させるため、社員全体の利益を代表し得る者を総代として選出することが求められる。このため、総代候補者選考委

表2 相互会社の会社名の推移

会社名	年		沿革
日本生命保険相互会社	明治22年	1889年	有限責任日本生命保険会社創立
	明治24年	1891年	日本生命保険株式会社に社名変更
	昭和22年	1947年	日本生命保険相互会社として再発足
明治安田生命保険相互会社	平成16年	2004年	明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社が合併し、明治安田生命保険相互会社発足
住友生命保険相互会社	明治40年	1907年	日之出生命保険株式会社設立
	大正15年	1926年	住友生命保険株式会社に社名変更
	昭和22年	1947年	国民生命保険相互会社設立
	昭和27年	1952年	住友生命保険相互会社に社名変更
富国生命保険相互会社	大正12年	1923年	富国徴兵保険相互会社として創業
	昭和20年	1945年	富国生命保険相互会社に改称
朝日生命保険相互会社	明治21年	1888年	帝国生命株式会社創設
	昭和22年	1947年	朝日生命保険相互会社創立
(参考)			
明治生命保険相互会社	明治14年	1881年	有限明治生命保険会社として開業
	明治26年	1893年	明治生命保険株式会社に改称
	昭和22年	1947年	明治生命保険相互会社として新発足
安田生命保険相互会社	明治13年	1880年	共済五百名社を創立
	明治27年	1894年	共済五百名社を解散、共済生命保険合資会社を設立
	明治33年	1900年	共済生命保険株式会社に改組
	昭和4年	1929年	安田生命保険株式会社に改称
	昭和22年	1947年	安田生命保険相互会社として新会社設立
	昭和24年	1949年	光生命保険相互会社と改称
	昭和27年	1952年	安田生命保険相互会社に社名復帰

(注) 各社HPより作成

員会が総代候補者選考基準に基づき総代候補者を推薦し、その候補者に対して社員投票を実施する。

なお、総代候補者選考委員会は、社員の中から総代会で選任された選考委員で構成し、総代候補者の選考基準を定めたうえで社員から総代候補者を選考する。

総代名簿はHPで閲覧可能である。

(3) 評議員会（審議員会）

会社からの諮問事項、経営上の重要事項を審議するとともに社員から経営に関して出された意見を必要に応じて審議する。審議事項は総代会報告となる。評議員会の評議員は総代会で選出される。

(4) 懇話会・懇談会

契約者に対し経営状況を説明するとともに、意見・要望を伺うため、毎年、全国の支社等で懇話会・懇談会を開催している。開催結果は総代会および評議員会報告している。

(5) 組織運営の特徴

相互会社では、総代会を中心に、総代候補者選考委員会、評議員会、契約者懇談会等の各機関が連携することで、社員の意見・要望を経営へ反映させるよう取り組み、契約者＝社員を主体とする保障提供を行っている。

3. 協同組合の沿革

(1) 全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）

1947年に新しく制定された「農業協同組合法」第十条第一項8号に「農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設」が規定された。当時の農林省作成のリーフレット『農業協同組合のいろは』に「災害や不幸に備えての共済事業をすること」と書かれていることから、規模の小さな保障制度であればでき

るという程度の認識であったと考えられる。この規定を根拠として、北海道農業会北見支部が、1947年6月に北海道庁に農業者災害共済を申請し同月に認可を受けた。1948年7月に北海道共済農業協同組合連合会を設立し（認可も同月）、8月から事業を開始した。

1950年11月に21道県41団体が出席し全国共済農業協同組合連合会の創立総会を行った。この時、共済事業を実施していたのは北海道共済連、鹿児島販連、大分販連のわずか3連であった。全国共済農業協同組合連合会は翌年1951年1月31日付で認可された。その後、1953年の農協法改正で共済に関する法整備を進めるとともに、1957年には46都道府県で共済連を設立した。

2000年4月、事業の効率化、JAとの一体的な事業の強化を図るため47都道府県共済連と全国共済連とが統合している。

(2) 全国労働者生活協同組合連合会（全労済）

1948年消費生活協同組合法が成立し、農協法同様「組合員の生活の共済を図る事業」として共済事業を規定した。労働組合を中心とした共済は1954年に大阪で始まり、1955年に新潟、1956年に富山・長野・北海道・群馬・福島に誕生し、いずれも火災共済を扱った。1957年18都道府県労災がその中央組織として「全国労働者共済生活協同組合連合会（労災連）」を結成、1958年に厚生大臣の認可を受けた。1964年埼玉労済の設立をもって全都道府県に展開した。1971年から全国統合運動を実施し、1976年全国事業統合が実現した。これにより、運動方針、共済制度、損益計算および機関、事務局運営の一般化を実現するとともに略称を「労災連」から「全労済」に改めた。

(3) 全国生活協同組合連合会（全国生協連）

消費生活協同組合法に基づき、厚生省の認可を受け、1971年に首都圏生活協同組合連合

会として設立され、1972年から「生活必需物資の卸売事業」を開始した。1981年に名称を「全国生活協同組合連合会」に変更し、全国展開を行った。1982年に生命共済事業開始を開始し、1985年に火災共済事業を開始している。

4. 協同組合の組織運営

(1) 全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）

① JAグループの一員としてのJA共済
JAの組合員は、1,037万人、JA数は652（2017年7月1日）である。JAは、組合員のニーズに応じて農業生産に必要な肥料や農薬等の資材を共同で購入したり、農畜産物を共同で販売したりする他、貯金、貸出などの信用事業や、生命、建物、自動車等の共済事業、高齢者福祉、健康管理、旅行など幅広い事業を展開している。

このうち、JA共済はJAとJA共済連が共同で共済契約を引き受ける等一体的な運営を行っている。JAは、JA共済の窓口として組合員利用者の立場に立った事業活動を行い、JA共済連は各種の企画、仕組開発、資産運用および支払共済金に備えた準備金等の積立を行っている。

組合員・利用者の声をJAとJA共済連のJA共済相談受付センター等の双方を經由して受けることとしている。

② 運営

JA共済連の意思決定において、総代会（制）による運営を基本とする。総代会で選任を受けた経営管理委員で構成される経営管理委員会が業務の基本方針や重要事項を決定する。経営管理委員会で決定された方針に基づき業務を執行するため理事会を設置している。

意思反映の流れとして、会員JA等が総代会において行うもの、会員JAから都道府県本部運営委員会、都道府県本部運営委員会会

長を通じて経営管理委員会等に行うものの2つの流れがある。

(2) 全国労働者生活協同組合連合会（全労済）

① 全労済の組織

全労済は、「連合会」と「単一事業体」という二つの性格を持つ組織である。

「連合会」は、都道府県の区域ごとに設立された共済生協47、都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協8および生協連合会（日本再共済連、日本生協連、コープ共済連）3の合計58会員で構成されている。このため、全労済が提供する共済に加入するためには地域生協などの資格を有する必要がある。

「単一事業体」は、都道府県の区域ごとに設立された地域共済生協47会員のうち46会員、都道府県の区域を越えて設立された職域共済生協8会員のうち4会員は、運動方針、損益会計、共済事業、機関・事務局運営を一本化し、単一事業体として運営を行っている。

全労済の意思決定機関として「総会」があり、総会で選出された役員で構成する理事会がある。

② 運営

全労済の活動は、組合員が職場や地域においてそれぞれの運営組織に参加することで支えられている。職場・地域において「協力団体」が全労済・共済の紹介や各種活動を行っている。協力団体が一定のエリアごとに集まって「地区運営組織」を構成し、全労済への意見反映が行われている。「地域」において「地域推進員」の方々が中心となって全労済・共済の紹介など、各種活動を行っている。

(3) 全国生活協同組合連合会（全国生協連）

① 全国生協連の組織

全国生協連が共済元受団体、全国生協連の会員となった各生協（会員生協）が39都道府

県における共済取扱団体となっている。会員は39の都道府県民共済協同組合のほか、埼玉県勤労者生活協同組合、日本ピストンリング生活協同組合、東電生活協同組合、JAL生活協同組合の43会員である。

都道府県民共済に加入するためには、都道府県民共済に出資し組合員となる必要がある。

全国生協連の意思決定機関は、最上位に総会があり、総会で選出された理事により理事会とその下位組織である常勤理事会とを設定している。常勤理事会につながる共済事業代表者会議とその下位にブロック交流会議を記載している。

② 運営

「小さな負担で大きな保障」と「ご加入者の万一の時の不安を取り除き、生活に安心感をお届けする」の実現に取り組んでいる。具体的には、「一律掛金・一律保障」の分かり易さを堅持するとともに、事業経費削減を図り成果を割戻金として還元することで加入者の掛金負担の軽減に努めている。また、制度の情報を地域に届け、納得された方が自発的に加入する低コストの仕組みによって広告・宣伝費などを最小限に抑え、加入者のニーズに合った制度を目指すこととしている。

加入者の立場に立った対応を心掛け、加入者本位のサービスに徹し、還元率（共済金と割戻金の合計が掛金に占める割合）のより一層の向上に取り組むこととしている。

会員生協との強固な連携により、「生活者」の視点に重点を置き暮らしに寄り添った「加入者本位」の事業姿勢を堅持・追求している。

(4) 組織運営の特徴

共済を提供する連合会組織の協同組合は、3団体とも会員組合の組合員・利用者と共済契約を締結することとなるため、杉本（2012）は協同組合の二次組織、米山（2012）は間接的民主主義とあらわしている。

また、連合会組織の形態から、会員組合から出資を受け、出資者が平等に投票権を有し、出資者に配当を行う。この2点が相互会社の運営とは異なる。

それに加え、今回対象とした3つの協同組合の生い立ち、沿革、会員協同組合との関係が異なることを確認できた。

5. 組織運営の比較

相互会社は、総代会において重要事項の決定、取締役の選任等を行うとともに、社員の意思をくみ取るため契約者懇談会を活用している。これを社員に開示すべく、各社のHPにおいて「相互会社の運営」というページを設定している。これらにより、契約者（＝社員）に求められる組織運営と保障提供とに取り組んでいる。

一方、協同組合は、組合員参加による運営であり、組合員が主体となる。

その協同組合の考え方として、1995年にICA（国際協同組合同盟）が100周年大会において採択した「協同組合のアイデンティティーに関するICA宣言」がある（表3参照）。

また、今回対象としたJA共済連、全労済および全国生協連とも会員が協同組合であり、二次組織による運営となる。このため契約者（＝会員協同組合の組合員）との距離を縮める工夫が求められることとなるが、各々の協同組合の沿革、会員協同組合との関係等により対応が異なることとなる。この対応においても、「協同組合のアイデンティティーに関するICA宣言」は考え方の基本となる。

結論は、「相互会社と協同組合との双方とも、組織に応じた運営を行っている。」となる。相互会社、協同組合とも、引き続き、契約者（＝社員若しくは組合員）との距離を縮め、契約者の意向に応じられる組織運営に取り組むことが重要である。

表3 協同組合のアイデンティティーに関するICA宣言

定義	協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充たすことを目的にしています。
価値	協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。
原則	協同組合は、その価値を実践していくうえで、次の原則を指針としています。
	第1原則：自主的で開かれた組合員制 協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や社会的・人種的・政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。
	第2原則：組合員による民主的な管理 協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権（一人一票）を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。
	第3原則：組合財政への参加 組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。 剰余は、以下のいずれか、あるいは、すべての目的に充当します。 ・できれば、準備金を積立てることにより、自分達の組合を一層発展させるため。なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。 ・組合員の利用高に比例して組合員に還元するため。 ・組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。
	第4原則：自主・自立 協同組合は、組合員が管理する自立・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。
	第5原則：教育・研修、広報 協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者・オピニオン・リーダーにむけて、協同の特質と利点について広報活動します。
	第6原則：協同組合間の協同 協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。
第7原則：地域社会への係わり 協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。	

(1996年10月 J A 全中「21世紀の協同組合原則」 J A 訳)

(参考文献)

- ・ N. バルウ『協同組合保険論』共済保険研究会 1988
- ・ 日本共済協会『共済年鑑＝2018年度版＝』
- ・ 黒木達雄「財閥系生保の戦後の相互会社化－GHQ指導説の検証－」『保険学雑誌』624号 2014. 3.
- ・ 明治安田生命相互会社『明治安田生命十年史』2016
- ・ 米山高生「日本における協同組合共済の歴史的役割と存在意義－所有権理論の枠組み－」『日本共済協会 結成20年・2012国際協同組合年 論文・講演集』2012. 10.

- ・ 杉本貴志「協同組合の二次組織と組合員参加」協同組合研究誌『にじ』2012春号 NO. 637
- ・ 山下有信「生協法改正と共済のあり方」『生活協同組合研究』2008年3月号 Vol. 386
- ・ 小倉武一・打越顕太郎『農協法の成立過程（復刻版）』2008
- ・ 全国共済農業協同組合連合会『全共連五十年史』2002